

対象：悪性腫瘍の診断を受けており、悪性腫瘍に伴う身体的、精神的苦痛があり、緩和ケアを必要とすると診断された患者様

【入院基準】

- ・悪性腫瘍と診断されていること。
- ・悪性腫瘍に伴う身体的、精神的苦痛があること。
- ・患者様・ご家族が緩和ケア病棟について理解し、緩和ケア病棟への入院を希望していること。
- ・原則として、患者様が病名・病状を理解していること。

（入院適応とならない場合）

- ・悪性腫瘍による苦痛症状がない場合。
- ・介護が主たる入院の目的となる場合。
- ・患者様が入院を希望していない場合。
- ・徘徊、大声、暴力等、患者様自身の安全が保てない、あるいは他の患者様の安静が保てない場合。
- ・抗癌剤等による癌治療を終えた直後で、抗癌剤による副作用が症状の原因と考えられる場合。

※緩和ケア病床の入院対象とならない患者様でも、下記の対応を検討することができます。

- ・当院の他の病床で緩和ケアチームによる診療を受けながら療養する。
- ・当院の外来へ通院しながら経過観察し、必要時当院へ入院する

（緩和ケア病棟またはその他の病床）

※自宅及び施設での生活を希望される方は、在宅支援も行っております。

※成人の患者様を対象としています。

【退院基準】

- ・患者様・ご家族が退院を希望されたとき。
- ・悪性腫瘍による症状が緩和され、病状が安定したと判断されたとき。
- ・悪性腫瘍の縮小、または治癒を目的とした治療を希望されるとき。
- ・悪性腫瘍以外の疾患で、その治療を優先する必要が生じたとき。